

市総務局人事部給与課担当係長以下、市労組連委員長以下との事務折衝

令和6年10月28日(月曜日)大阪市労働組合総連合(市労組連)との交渉の議事録

(市)

まず、いただいている要求項目の確認をさせていただいた後、以降給与改定の分を述べさせていただきたいと思っている。まず、いただいている要求項目のうち6項目め、非正規職員の改善の(1)の部分については給与課のほうで対応させていただきたいと考えている。今は賃金関係要求のところになる。続いて、同じく賃金関係要求の14項目めの(6)の初任給調整手当以外の部分、なので(1)から(5)と(7)から(10)、諸手当の改善の部分になる。

(組合)

何番目。

(市)

14項目め、賃金関係要求の14項目めの(1)から(5)と(7)から(10)、6の初任給調整手当以外の部分になる。続いて、労働条件関係要求の6項目め(4)、(5)、会計年度任用職員の任用についての部分になる。続いて同じく、労働条件関係要求の7項目めの(2)と(9)になる。以上である。続いて、会計年度任用職員の給与改定の分に入らせていただく。資料1部をお配りさせていただく。こちら、人勧どおりの実施を前提としてということになっていて、本給からも今行政職なりほかの専門職なりの提示があったかと思うが、それをベースにさせていただいている。改定内容としては、行政職給料表、その他給料表に基づいて報酬を定めている職について、給料表の改定に準じ、資料のとおり改定する。資料の見方としては、行政職の事務職員、技術職員の1のA、B、Cについて、現行初任給であれば146,160円のところ、改定後165,300円ということで、改定額が19,140円になり、その改定率は13.10%になると。2級のA、Bについては、現行初任給であれば177,828円のところ、改定後198,244円ということで、改定額20,416円になり、その改定率は11.48%になると、そういう資料の見方になっている。それが行政職のほかの職であるとか、別の給料表とかが全部載っているという形になっている。給与改定の対象については、会計年度任用職員の全ての職について改定するのかというと、そういうことではなく、給料表に基づかない職というのが一部あり、国や他機関との調整により給与の額が決定されているもの、例えば医師会との協議に基づき、大阪府内で統一単価を使用している医師や、通訳の方、JETプログラムにおける国際交流員の方や、教育にいるCNET、大阪市外国語指導員の方というのがそれに当たる。そのような給料表に基づかない職については、改定を行わないということになり、今回の給与改定によって特段の変更

はない。提案するのは、給料表に基づいて報酬を定めている職については、給料表の改定に準じると、このような説明になる。実施時期については、令和6年4月1日に遡及して実施することとしたいと考えている。ただし、12月期の期末手当・勤勉手当の支給対象としない職員については、各給料表の改定後、公布の日の翌月から速やかに実施していきたいと考えている。例年どおり年内の精算というのを行うのであれば、11月末頃に議決になって、12月1日からの実施となる。続いて記載はないが、任期付職員と臨時的任用職員の給料月額改定については、例年どおり本務の給料表を適用しているため、改定内容と実施時期は本務職員と同様となる。以上である。

(組合)

4月遡及ということで、それが1つ確認できてよかったというふうに思う。改定額も行政職のそれぞれの給料表に対応した30時間で計算された分ということか。

(市)

そうである。おのおの1級の11号給とか27号給とか対応している級があるので、そのところを見にいて改定後の額を30時間に割り落としているだけなので、改定率を見ていただいても、たぶん四捨五入の関係で0.何%とかずれるかもしれないが、基本的に同じになっていると思う。そこは本務職員と同様というか同じ、その号給を見にいて、その時間で割り落としているだけなので、同じになっている。

(組合)

初任給のところは大きく上がっているので、会計年度のところも上がるということではいいのだが、もともと低いので、ここのさっきの本給のところでも言ったが、初任給基準のところを変えてもらえないと会計年度のところも上がらないので、それは今後の課題として、あとは一応確認だが、年末一時金の0.1は会計年度にも0.1で同じく。

(市)

それはたぶんこの後。

(組合)

この後。

(市)

そうである。この後期末手当・勤勉手当の分があるので、そこで本務のほうと一緒に会計年度も入ってくるので、それはちょっとまた後での話にしてもらえたら。

(組合)

あとは、今日言っていることかあれだが、国の期間業務職員のところであって今後の。

(市)

任用回数の話か。

(組合)

うん、撤廃されて。

(市)

それはうちというよりもどちらかというと、人事の話になってくる。うちは別にこの回数というのを制限しているという、あくまで会計年度の報酬の水準を決めているというところになってくるので、今この交渉の場というのは公民較差のところになってくるので、またそれは後半戦とかでまた話してもらったらいいかなのと思う。

(組合)

ちょっと教えてほしいのだが、教育委員会所管の会計年度だが、区役所におられるスクールソーシャルワーカーってどれになるのか。

(市)

あの方たち、個別に設定している。

(組合)

個別で設定している。

(市)

そうである、一応給料表に対応しているのがまた変わるのだが、この表の中にはどこに入っている、会計年度の要綱に別表３とかに職とかがいっぱい載っていて、たぶん教育委員会のスクールソーシャルワーカーがそこに。

(組合)

いや、区役所の勤務ですよ。区役所の勤務のことを聞いている、私は。

(市)

たぶんそれは教育委員会で雇って区役所に配置している人だろう。

(組合)
雇って。

(市)
そうである。所属は教育委員会。

(組合)
それもそうしたら教育委員会での話なのだな、給料も。

(市)
うちの要項に載っている人であれば、今回改定の対象になっていると思う。

(組合)
なるほど。分かった。

(市)
どこにいるか分からないが、たぶん雇っているのは教育で一括でたぶん雇っていて、各区、区役所とかに行ってもらっているという形ではないかなと思う。それって北区とかが個別で雇っているやつとかでは。

(組合)
いや、個別じゃないと思う。

(市)
一般的にいるやつだろう。

(組合)
うん、はい。

(市)
だとしたらたぶん教育で。

(組合)
区の事業としてやる場合は、どこかで。

(市)

それも基本的には一緒だが、その人たちって結構高い、個別で結構難しい職というので位置付けているので、この一覧の中には出てきていない。個別設定している人である。また要項改正したときに額というのを確認してもらえるかなと思う。

(組合)

分かった。

(市)

では次、期末手当・勤勉手当ということで、一度また本給のほうも呼んでくるので、少々お待ちいただきたい。